

【ドイツ】高レベル放射性廃棄物最終処分場建設地の選定に関する法律

海外立法情報課 渡辺 富久子

* 高レベル放射性廃棄物最終処分場建設地の選定に関する法律が、連邦と各州との交渉、政党間の交渉の末、2013年6月28日に連邦議会を、7月5日に連邦参議院を通過した。

1 立法の背景

高レベル放射性廃棄物最終処分場の問題は、過去30年以上にわたりドイツの懸案であった。ニーダーザクセン州ゴアレーベンの岩塩ドームが、高レベル放射性廃棄物最終処分場の候補地としてこれまで最も有力であり、調査が行われてきた。しかし、ゴアレーベンが候補地となった背景には、科学的な根拠よりも政治的圧力の方が強かったのではないかとの指摘が再三なされており、高レベル放射性廃棄物最終処分場の建設地を選定する手続を法律で定め、透明な手続により、科学的に最も安全な高レベル放射性廃棄物最終処分場の建設地を遅滞なく定める必要性が認識されていた。

今回制定された高レベル放射性廃棄物最終処分場建設地の選定に関する法律（以下「法」）では、ゴアレーベンの調査を中止し、従前の経緯を白紙にしてゴアレーベンも候補地の1つとした上で、複数の候補地の比較を行い、2031年までに建設地を法律で定めることとされた。

2 法の概要

法は、第1章総則及び建設地選定手続の準備、第2章官庁及び公衆の手続参加、第3章建設地選定手続、第4章費用、第5章雑則、第6章経過規定の6章30か条により構成される。以下、法の概要を紹介する。

(1) 高レベル放射性廃棄物の処分に関する委員会

建設地選定手続の準備のために、連邦議会に、高レベル放射性廃棄物の処分に関する委員会（以下「委員会」）が設置される。委員会は、高レベル放射性廃棄物に関する基本的な問題の調査及び評価を行い、決定基準（安全性要件、地質、水循環及び国土計画に鑑みた除外基準、地層の適性要件、安全性調査の方法等）を連邦議会及び連邦参議院に対して勧告する。連邦議会は、委員会の勧告に基づいてこれらの決定基準を法律により定める。

委員会は、①委員長1名、②科学者8名、環境団体代表2名、宗教団体代表2名、経済界代表2名、労働組合代表2名、③連邦議会議員8名、州政府構成員8名の33名の委員で構成する。②の委員のみ議決権を有し、議事は3分の2以上の多数で決する。委員会は、2013年中にも設置の見込みであり、2015年末まで活動する予定である。（第3条及び第4条）

(2) 建設地選定手続

建設地選定手続は、連邦放射線防護庁により行われる。2014年には、建設地選定手続を規制監督する官庁として、新たに連邦放射性廃棄物処分庁（**Bundesamt für kerntechnische Entsorgung**）が設置される。（第6条及び第7条）

連邦放射線防護庁は、最初に、法律で定めた基準に基づいて候補地を選定する。次に、選定した候補地において地表調査及び地下調査を行って候補地を順次絞り込み、最終的な建設地を2031年までに決定する。また、除外される候補地及び地表調査の候補地、地下調査の候補地、最終的な建設地は、その都度、法律で定められる。（第13条～第20条）

手続の各段階においては、地元住民や国民、関係官庁が手続に参加することが定められている。（第8条～第11条）

(3) 費用

連邦放射線防護庁及び連邦放射性廃棄物処分庁による建設地選定手続の実施に際して生じた費用は、原子力法又は放射線防護令の規定により許可された電力会社等の事業者に転嫁される。（第21条～第28条）

3 返還ガラス固化体の搬入先

法の制定までに、連邦及び州間、政党間の様々な交渉があったが、特に、イギリス及びフランスに放射性廃棄物の再処理を委託したことに伴い2015年以降返還されるガラス固化体の入った容器26本をどこに中間貯蔵するかが問題となった。ゴアレーベンには放射性廃棄物の中間貯蔵場もあり、返還ガラス固化体は、従来、ゴアレーベンの中間貯蔵場に搬入されていた。しかし、ゴアレーベンには今後返還ガラス固化体を搬入しないことが連邦と州により合意され、法律制定の条件とされた。

そのため、複数の原発の中間貯蔵場に分散して返還ガラス固化体を搬入することが予定されている。バーデン・ヴュルテンベルク州のフィリップスブルク原発、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州のブルンスビュッテル原発が候補とされているが、収容能力の不足により中間貯蔵場がもう1つ必要となる。さらに、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州上級行政裁判所は、6月17日、ブルンスビュッテル原発の中間貯蔵場は安全対策が十分でないという理由で、その許可を取り消した。法制定の前にこれらの問題を解決することはできないため、返還ガラス固化体の搬入先は2014年に決定することで決着した。

参考文献

- Gesetz zur Suche und Auswahl eines Standortes für ein Endlager für Wärme entwickelnde radioaktive Abfälle und zur Änderung anderer Gesetze (Standortauswahlgesetz – StandAG) vom 23. Juli 2013 (BGBl. I S.2553).
- Deutscher Bundestag, *Drucksache*, 17/13471, 14181.
- “Wo soll der Müll denn hin?“, *Süddeutsche Zeitung*, 21. Juni 2013, S.5.